

沖市障第 729015 号
令和 2 年 7 月 29 日

沖繩市内 指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所 各位

沖繩市健康福祉部障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
障がい者（児）への相談支援の実施等に関する沖繩市の取り扱いについて（第 3 報）

日頃より、本市の障がい福祉行政にご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、県内でも新型コロナウイルス感染者が増加している状況を踏まえ、沖繩市では、再度、別添の通り、相談支援の実施等についての取り扱いを適用いたします。
なお、この取り扱いについては、今後、新型コロナウイルスの感染状況及び国からの通知等により変更することがあります。

【担当】

沖繩市健康福祉部

障がい福祉課 支援係

TEL : 098-939-1212 (内 3155)

FAX : 098-939-7739

Emile : s_fukusia41@city.okinawa.lg.jp

別紙

1. 相談支援の実施について

(1) 面談以外での実施について

通常、相談支援専門員が、利用者又はその家族、関係機関等との面談、訪問を通して実施するサービス等利用計画案又は障害児相談支援計画案の作成、モニタリング、サービス担当者会議に関しては、例外的に面談、訪問以外の方法を行うことを可能とします。

電話、メール等で利用者又はその家族、関係機関等へ丁寧に説明を行い、通常の記録に加え、実施方法についても記録してください。

(2) 同意署名の取り扱いについて

サービス等利用計画案又は障害児相談支援計画案、モニタリング報告書の利用者同意署名については、郵送でのやりとりでも可能とします。

ただし、郵送によるやり取り、家族による代理署名等ができない場合は、例外的に相談支援専門員が、利用者又はその家族等に電話、メール等でサービス等利用計画案等の内容の説明を行い、同意を確認すれば可とみなします。その場合、事業所と利用者等とのトラブルを防ぐために、通常の記録に加え同意を確認した方法、日付等を記載してください。

2. サービス等利用計画案等の提出について

郵送での提出を可能とします。

※毎月7日必着でお願いします。

3. 本取り扱いの期間について

令和2年7月29日～当面の間。

※今後、新型コロナウイルス感染状況等により、変更となる場合があります。その際は、再度、お知らせいたします。